

アルゼンチン

意匠法

1963年8月9日法律No.6,673

政令 No.27/2018

2018年1月11日改正

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条
- 第19条
- 第20条
- 第21条
- 第22条
- 第23条
- 第24条
- 第25条
- 第26条
- 第27条
- 第28条
- 第29条
- 第30条
- 第31条

第1条

工業ひな形又は意匠(以下「意匠」という)の創作者及びその適法の承継人は、意匠権、及び本法に規定する期間及び条件に従い意匠権を使用、移転及び登録する権利を専有する。

従業者が創作した意匠は、創作者に属し、当該創作者は、当該意匠のライセンスを専有する。ただし、創作者が特に当該意匠の創作を任務とする又は単に自己の使用者の業務命令を遂行したにすぎない場合は、この限りでない。使用者及び従業者が共同して意匠の創作をしたときは、両者の間に別段の合意がある場合を除き、意匠権は両者の共有に属する。

2以上の者が共同して意匠を創作したときは、これらすべての者は、これを実施する権利及びその創作に関与したすべての者の名義で当該意匠を登録する権利を専有する。そのような場合は、共同創作者間の関係は、共有に関する規定に従う。

意匠の創作者及びその適法な承継人は、当該意匠の創作者でない何人かが官を欺いて取得した登録名義を回復するために訴を提起することができる。

第2条

前条の規定は、外国で創作した意匠の創作者及びその適法の承継人に準用する。ただし、これらの者の属する国がアルゼンチン国籍を有する創作者又はアルゼンチンに居住する創作者の権利を相互主義に基づいて認める場合に限る。

第3条

本政令の適用上、意匠は、工業又は工芸產品に組み込まれる形体及び/又は適用される外觀であって裝飾的特徵付けをするものである。

第4条

本法により認められる権利を享受するために創作者は、自己の創作に係る意匠を生産省内の分局である工業所有権庁の意匠局に登録しなければならない。

第5条

意匠を最先に登録した者は、これに反する証明のない限り当該意匠創作者と推定する。

第6条

次の各号の事項は、本法の付与する恩典を享受することができない。

(a) 登録日前において、国内又は国外で公知の又は公然実施の意匠。ただし、出願日又は優先日前6月以内に公知とされた意匠は、次の条件を満たす限り、含まれない。

(i) 公知が、創作者又はその適法な権原承継人の行為の直接的又は間接的結果である。
(ii) 公知が、第三者の悪意若しくは背任又は創作者若しくはその適法な権原承継人に対して犯される契約違反その他の不法行為の結果である。

(iii) 出願の公開が、意匠局により錯誤により又は不適正になされた。

(b) 従前の意匠に対して識別性のある形態又は独創的で新規な外觀を有さない意匠

(c) 產品の遂行すべき機能の必須要素である意匠

(d) 既知意匠の色彩の單なる変更の結果

(e) 公序良俗に反する意匠

第7条

本法に規定の保護は、出願日から 5 年間存続し、当該期間は、被登録人の請求により 5 年ずつ継続して 2 回更新することができる。

第8条

意匠の登録出願、出願への最大 20 件の意匠の包含、分割登録の出願、公告の延期及び前条にいう更新は、各関係規則に定める手数料の納付に従うことを条件とする。手数料の金額は意匠登録の原出願について受領する手数料額に比例して設定される。工業所有権庁が、所有者の権利を保守する目的のものを含め手数料を設定し、改正し、廃止する権原を有する。

第9条

1 個の登録出願は、最大 20 個までの意匠を含むことができる。ただし、それらすべてがロカルノ協定の意匠国際分類における同一分類に属する產品に適用され又は組み込まれていることを条件とする。

出願が、現行規則に規定の条件を遵守していない 2 以上の意匠を含むときは、工業所有権庁の意匠庁は、条件に合うように最初の登録出願を変更するか又は最初の登録出願において請求された意匠を分割して最初の登録出願を 2 又はそれ以上の分割登録出願に分割するかの何れかを選択するよう出願人に求めることができる。

分割出願は、最初の出願の出願日及び、該当する場合、優先権の利益を維持する。単一の出願又は複数の意匠登録に含まれる意匠から生じる権利は、互いに独立とし、本法第 15 条の規定に従うことを条件として別個に行使、移転、侵害阻止、更新又は取消することができる。

第10条

登録出願は意匠部に提出しなければならず、提出物には次のものを含まなければならない。

- (a) 登録願書
- (b) 保護の対象を十分に特定する意匠の図面、写真及び/又は電子複写、及び
- (c) 出願人が必要とみなすときは、意匠の明細書

第11条

登録更新の申請は、存続期間の満了前 6 月以内にしなければならない。更新はまた、規定の手数料の納付をもって前記期間満了後の 6 月以内にもすることができる。

第12条

登録出願は、本法の第 10 条及び関連条項に規定の方式要件を満たさない場合に限り拒絶することができる。登録出願を拒絶する決定は、工業所有権庁に不服申立することができる。行政手続が終結した後は、工業所有権庁の決定は連邦民事商事裁判所へ上訴することができる。

第13条

意匠局が当該所有権の権原を更新する。

第 14 条 [廃止]

第 15 条

登録意匠の所有者は、所有権を全体的又は部分的に移転することができる。個別的又は全体的権原に基づく譲受人又は承継人は、当該移転が工業所有権庁に登録されるまでは登録から生じる権利行使することができない。

第 16 条

意匠登録、その更新、移転及び取消は、規則により定める方法により及び期限に公告される。登録出願時点で、出願人の請求により、登録許可の公告は、登録日から最大 6 月間延期することができる。

第 17 条

意匠の登録は、創作者でない者の出願に基づいて又は本法の規定に違反してしたときは、取り消される。ただし、当該取消は、利害関係人の請求に基づく連邦裁判所の終局判決によってのみ行われ、その場合において当該利害関係人がその意匠の先登録を有するか否かは問わない。

第 18 条

第 17 条に規定の登録取消訴訟及び第 1 条第 4 段落に規定の権利回復訴訟は、意匠登録簿に記入された出願日から 5 年を経過したときは、提起することができない。

第 19 条

意匠登録名義人は、意匠に係る物品が同一であるか否かを問わず、登録意匠又はその模倣を工業的又は商業的に無権限で使用する何人に対しても、訴を提起することができる。意匠権の侵害に基づく損害賠償及び当該行為の差止命令を求める訴は、民事連邦裁判所に提起しなければならず、本法に規定の刑を侵害者に科すことも求める場合は、刑事裁判所に提起しなければならない。

第 20 条

登録意匠権を侵害した者は、その善意であるか否かを問わず、当該登録所有者に対してその受けた損害を賠償する責に任じ、かつ、悪意の場合は、その侵害行為から発生する如何なる利益もその者に回復する責任がある。

第 21 条

意匠登録の原出願 50 件に課される手数料額に均しい最少罰金及び意匠登録の原出願 330 件に課される手数料額に均しい最大の罰金が、次の者に適用される。累犯の場合は、本条に規定の罰金は倍額となる。

(a) 意匠登録により保護される特徴を具備する工業產品若しくはその複製を製造する者、又は製造した者

- (b) 産品が違法であると知りながら (a) にいう産品を販売し、販売申出し、展示し、輸入し、輸出し又はその他取引する者
- (c) 当該産品を悪意で不法に所有し又はその製造者を隠蔽する者
- (d) 意匠登録を受けていないにも拘らずその権利を悪意で使用する者、又は
- (e) 他人の登録意匠として保護された意匠図案を自己のものとして販売する者。

第 22 条

意匠に係る物品又はその一部で侵害物と認定されるものは、当該意匠の廃棄が当該物品自体の廃棄を伴う場合にもこれを廃棄する。ただし、登録所有者が損害の賠償及び自己に帰属すべき利益の回復に代えて原価でこれを引き受けことに同意した場合は、この限りでない。廃棄及び差押は、善意の購買者が侵害者から既に引渡を受けた物品に影響を及ぼさない。

第 23 条

本法に規定の罰則の適用を求める手続は、被害者の告訴を待つて論じる。民事又は刑事の起訴状は原告が論拠とする意匠登録証を添付しなければならない。

第 24 条

意匠登録名義人は、自己の登録意匠が営業所、工場その他の場所で工業又は商業における物品上の使用により侵害されている事実を認識した場合は、本法の認める民事又は刑事手続を開始する唯一の予備的措置として、かつ、当該違法行為の証明に資するために、適切な担保の提出と登録証の呈示を以て、裁判所職員を任命すべきことを裁判官に申請することができ、同職員をして当該場所に臨検させ、侵害物品の見本を差押させ、また、その侵害物品の詳細な在庫調査をさせることができ、当該指令は、申請後 24 時間以内に発せられる。

当該物品を所持中の者が生産者でない場合は、その者は、登録名義人がその製造業者を訴追することを可能にするためにその出所に関する説明を登録名義人に与えなければならない。この説明が拒絶され又は虚偽若しくは不正確であることが発見されたときは、当該物品を所持中の者は、自己の善意を主張することができない。

第 25 条

差押請求の民事訴訟及び刑事訴訟において原告は、被告が当該意匠の実施を継続することを希望するときは、侵害物件と主張される意匠の原告による実施を妨害しないことの保証を提供すべきことを被告に求めることができ、この請求は、別に提起しなければならない。この保証の提供がないときは、原告は、請求により適切な保証を提供して、当該実施の中止を請求することができ、被告の専有中にある物で侵害行為の結果であると主張される物の全部の差押を請求することができる。これらの保証は現金とし、裁判官は訴訟物の価額を斟酌してその額を定める。

第 26 条

本法により課徴された罰金は、特別勘定「特許庁—請求に基づいて給付するサービス」にその職務執行に寄与する拠出金として払い込まなければならない。

第 27 条

第 21 条及び第 22 条の刑事処分を求める手続は、その最後に罪を犯した日から 2 年を経過したときは、行うことができない。

第 28 条

本法に従って登録された意匠が、法律 No. 11723 及びその改正に従うことをも条件としている場合は、創作者は自己の権利を法的に防衛するときにこれらを同時に行使することはできない。

意匠の登録を受けるために誤って特許又は実用新案として出願され、当該出願が工業所有権庁によって拒絶されたときは、当事者は、当該出願を意匠登録出願に変更する請求を提出することができる。

第 29 条

本法の施行は、施行規則公布後 30 日とするが、本法の署名後 6 月を超えることはできない。

第 30 条

当該条文は方式上のものである。

第 31 条

当該条文は方式上のものである。